

企画提案書審査総則

1 概要

令和4年度滝沢市スマート申請システム構築業務委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による業者選定における、企画提案書の審査及び評価の総則について定めるもの。

2 審査方法

(1) 1次審査方法：書類審査（参加資格要件、機能要求書要件、見積書）

下記の点を審査事項とし、別に定める評価基準に基づき評価を実施し、1次審査通過者の決定を行う。

- ア 企画提案依頼書に記載している参加資格要件を満たしていること。
- イ 機能要求書の要件を満たしていること。
- ウ 導入経費及び運用経費等

書類審査であるため、事務局による一括採点とし、集計結果を選定委員会に諮り、一次審査通過者を決定する。

(2) 2次審査方法：プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング

1次審査通過者によるプレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングを実施のうえ、別に定める評価基準に基づき、各評価員による各項目評価を行う。なお、2次審査のデモンストレーション等の結果を踏まえ、1次審査の審査事項に示す要件を満たしていないと判断される場合、1次審査の評価を修正できるものとする。この場合において、1次審査の通過基準を満たしていない場合は、不合格とする。

最終評価は2次審査評価結果に1次審査評価を合算したもので判断を行い、その結果を選定委員会に諮り、最優秀提案者及び次順位提案者を決定する。